

河合町議会会議録

令和7年12月17日開会

河合町議会

令和7年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

第4号（12月17日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○出席説明員	2
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○委員長報告	3
○議案第55号、議案第59号の委員長報告、討論、採決	4
○議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第60号、議案第61号の委員長報告、 討論、採決	5
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	19
○閉会の宣告	19
○署名議員	20

令和7年12月17日（水曜日）

（第4号）

令和7年第4回（12月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和7年12月17日（水）午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第55号 令和7年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 2 議案第59号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第56号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 4 議案第57号 河合町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第58号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第60号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 7 議案第61号 河合町都市計画マスタープランを定めることについて
- 日程第 8 議案第62号 工事の請負契約について
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 杵本 貴司 | 2番 | 常盤 繁範 |
| 3番 | 梅野 美智代 | 4番 | 佐藤 利治 |
| 5番 | 中山 義英 | 6番 | 坂本 博道 |
| 7番 | 長谷川 伸一 | 8番 | 杵本 光清 |
| 9番 | 大西 孝幸 | 10番 | 馬場 千恵子 |
| 11番 | 岡田 康則 | 12番 | 疋田 俊文 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	森川喜之	副町長	佐藤壮浩
教育長	上村欣也	総務部長	小野雄一郎
福祉部長	浦達三	生活環境部長	佐藤佳三
まちづくり 推進部長	中島照仁	教育振興部長	中尾勝人
生活環境 部長	森川泰典	総務課長	西村直貴
財政課長	松本武彦	教育総務課長	川村大輔

会議に従事した事務局職員

局長	高根亜紀	主事	平井貴之
----	------	----	------

開会 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和7年第4回定例会を再開いたします。

本日の定例会は録画配信を実施いたしますので、その際、傍聴者も撮影映像に入る場合があります。ご了承願いたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

◎委員長報告

○議長（疋田俊文） 本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、佐藤利治 議会運営委員長より報告願います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤委員長。

○4番（佐藤利治） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果をご報告いたします。

本日の議事日程については、総務文教常任委員会で審議されました議案第55号、第59号。

厚生建設常任委員会で審議されました議案第56号、第57号、第58号、第60号、第61号を審議し、次に追加議案第62号を審議致します。

その後、議会運営委員長より提出しております所管事項の閉会中の継続調査を審議いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定致します。

◎議案第55号、議案第59号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第1、議案第55号、日程第2、議案第59号、総務文常任委員会に付託しておりますので、中山義英総務文教常任委員長より報告求めます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山委員長。

○5番（中山義英） それでは総務文教常任委員会の結果を報告いたします。

去る12月5日の本会議において、当委員会に付託されました議案第55号、第59号について、12月11日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第55号 令和7年度河合町一般会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。軽自動車税申告オンライン化に伴うシステム改修との事であるが、令和5年からオンライン化になっているのではないかとの質疑があり、令和5年1月のシステム改修は三輪と四輪、令和7年4月は2輪の小型自動車を対象で今回は令和8年4月から2輪の軽自動車の新規と記載事項の変更が対象になっているとの答弁がありました。委員外議員からの質疑は2名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に議案第59号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受け審議を行いました。町の基幹情報システムを標準化基準に適合させるにあたり、マイナンバーの独自利用事務として条例に規定する必要があるとの事であるが、マイナンバーを使用する事で個人情報が漏洩する事は無いのかとの質疑がありました。マイナンバーの情報連携については、暗号化などでその内容を容易に復元する事ができないよう通信で行われている。また、その情報連携時には、マイナンバーそのものではなくてマイナンバーを変換した符号を使うなどして様々な対策がとられている為、情報漏洩のリスクは低いと考えているとの答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は、1名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第55号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご

異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第55号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第55号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって議案第55号 令和7年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

議案第59号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第59号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第59号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって議案第59号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、可決されました。

◎議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第60号、61号

の委員長報告、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第3、議案第56号、日程第4、議案第57号、日程第5、議案第58号

日程第6、議案第60号、日程第7、議案第61号を厚生建設常任委員会に付託をしております

ので、長谷川伸一厚生建設常任委員長より報告を求めます。

○7番(長谷川伸一) はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川委員長。

○7番（長谷川伸一） 厚生建設常任委員会の結果をご報告いたします。

去る12月5日の本会議において、当委員会に付託されました議案第56号、57号、58号、60号、61号について12月11日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第56号 令和7年度 河合町介護保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。令和7年度税制改正に伴い令和8年度の介護保険料への影響は出るのかとの質疑があり、今回の改正は、給与収入が55万円以上190万円以下の収入の方に対して給与所得控除額の最低保証額が55万から65万に引き上げられるため、その影響が出ないように令和7年度見直し前の給与所得控除の算定方法で介護保険料が賦課できるようシステム改修を行うものとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第57号 河合町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については理事者より説明を受け審議を行いました。この条例は子ども・子育て支援法等の一部が改正され、生後6ヶ月から満3歳未満までの保育所等に通っていない子どもが、保護者の就労要件を問わず時間単位で利用できるこども誰でも通園制度を実施するための条例制定であるが、現在実施している一時預かり事業との違いやメリットについて質疑がなされ、一時預かりというものは、保護者の短時間勤務や通院やその他の事情によって一時的に預かる事業で、こども誰でも通園は、子どもの育ちを応援し、子どもが継続的に通園できる制度として定めており保育対象にはならない場合も定期的に預かれるという点ではメリットになっているとの答弁がありました。

委員外議員からの質疑は、1名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第58号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については理事者より説明を受け審議を行いました。国家戦略特別地域にのみ認められていた地域限定保育士制度が一般制度化され、これは保育士の人材確保を促進するにあたり資格の取得方法等について質疑があり、試験としては保育士資格を取得する試験と同じ内容のものに合格し、実技試験にかわり、実技講習会が必須である、また、今現在は奈良県が来年秋の導入をめざしており、奈良県が独自で実施する試験に合格すると、奈良県内で働ける資格が地域限定保育士との答弁がありました。委員外議員からの質疑は、1名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第60号 工事請負契約の変更契約の締結については理事者より説明を受け、審議を行いました。現在施行中の不毛田川内水対策事業調整池整備工事において、主に土工の工種の部分で、軟弱土のため残土処分地受け入れ先の変更、また護岸工事の施工において現場内残土を再利用し埋め戻す計画であったが、新たに購入した土で埋め戻しを行ったとのこと。手続等の対応については国のガイドラインに基づくものであるとのことであるが、変更額が多額であることを踏まえ、事後報告ではなく、契約変更にあたり事前に説明を行うべきだったのではとの質疑があり、内水対策工事は町の主要な事業であり、またこれまでの経緯なども踏まえ、丁寧な対応に努めるとの答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第61号 河合町都市計画マスタープランを定めることについては理事者より説明を受け、審議を行いました。

計画の進捗管理として、PDCAサイクルによって、継続的な改善を図るとしているが、進捗の検証については何年後を予定しているのかとの質疑があり、都市計画マスタープランは20年後のまちを見据えて10年間の計画としているので、10年後となるとの答弁に対し、計画に空白期間が生じないように1、2年前から見直しに係る手続きを行ってはどうかとの再質疑があり、そのように手続きを行うとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第56号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第56号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第56号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって議案第56号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算については、可決されました。

議案第57号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論お願いします」と言う者あり)

○6番(坂本博道) 議長。

○議長(疋田俊文) はい、坂本議員。

○6番(坂本博道) 賛成討論させていただきます。今回制定する条例は新しい制度として少子化対策の政策として全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育、保育給付に加え、月一定時間までの利用可能額の中で就労問わず時間帯で柔軟に利用できる新たな通園給付制度として、2026年4月から全ての自治体で実施しなければならない制度となっております。ただし、保育士不足で大変苦勞している現場と十分議論もせず、国が一方的に決めてきた制度でもあります。また、財源として事業とは直接かかわりのない医療保険からこども子育て支援金を徴収し、これを充てるというような問題もはらんでおります。しかし、住民の暮らしやまた、子供の成長支える要求も反映しているものとして、条例制定には賛成したいと思います。その上で、今回の条例は最低基準は示したものとして、特に公的に事業を開始する際には維持あるか制度との関係整備充実。また三歳になった時から次の施設等入るまでのブランク、月預かり時間利用料等住民により住民により利用しやすい制度となるよう、運営基準等決めていただきたいと思ひます。同時に保育士不足など現場の実情もふまえ、無理せず安全にスタートさせる事など配慮するよう申し述べて賛成討論とさせていただきます。

○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) なければ、討論を終結致します。

これより議案第57号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第57号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願ひます。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって議案第57号 河合町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、決されました。

議案第58号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第58号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第58号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって議案第58号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、可決されました。

議案第60号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 岡田議員。

○9番(岡田康則) 今回の議案第60号でございますが、不毛田川内水事業ということで近隣の住民に対して一刻も早くこの工事をすましたいと思っておりますので、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

○7番(長谷川伸一) 議長。

○議長(疋田俊文) 長谷川議員。

○7番(長谷川伸一) 私からは反対討論をさせていただきます。次の3点の理由により反対致します。

1番目、手続等の対応について国交省のガイドラインに基づきとなっているが、明らかに後出しと言える事後報告です。ガイドラインでは、軽微な設計変更に伴うものは会計年度末及び工期末に行う事をもって足りるものとなっているが、今回は工事費の増加額が6,916万円と高額です。軽微なものとは到底思えません。

2番目、予算の使い方について令和6年度予算から不毛田川流域内水対策事業費として令和7年度に繰越された予算は約4億3,000万円です。繰越額に充当する事業は調整池1期工事の契約残額そして南側調整池までの総延長約160mの町道拡幅工事他に用地買収などです。今回の調整池工事増額をカバーするために私としては当初計画していた町道拡幅工事の長さを短縮したものと押し量っています。このような予算のやりくり方法は、私としては正当な

予算執行とは思えません。

3番目、11日の厚生建設常任委員会で委員から今回の設計変更に関わる事案をいつ町は認知したのか質問があり、町側は8月の時点で認知したと答弁がありました。実は私いち議員としてこの調整池工事現場を何回か視察しております。そこで、7月上旬に撮影の工事現場の写真もあります。この時点で既に掘削土質が軟弱であることが判明しており、工事現場で搬出の為の仮設工、鉄板敷設そして河川水排出の為、ポンプ車が入っております。7月上旬の時点で設計変更は必要と判断すれば、遅くとも9月議会に増額の補正予算を出すべきだったと思います。

以上、3つの理由により、反対とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。今回の議案はすでに提携されていた内水対策事業調整池整備工事契約3億9,820万円を6,914万円増額する契約変更を議案とするものです。しかし、契約金額の20%以内の変更であり、新規契約としての記述は必要ないとの国のガイドラインを踏まえて、既に工事としては実施しているものであります。そもそもなぜこのような増額が必要になったのか設計段階からの責任も十分説明が必要ではないでしょうか。

そして、増額分の予算措置については前年度繰越額も含め、同じ土木費、河川費、河川総務費内の流用で処理したのとの事でした。このことは、まだ年度途中でもあり他の事業の予算段階からの整合性が問われるのではないのでしょうか。緊急性のあるものであれば補正予算として専決処分して、その承認を得る議案としてすべきものではないのでしょうか。今回の工事費増額の経過及び財源措置について納得しがたく反対とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ討論を終結いたします。

これより議案第60号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第60号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数でございます。

よって議案第60号 工事請負契約の変更契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第61号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますがございませんか。

○5番（中山義英） 討論をお願いします。

○議長（疋田俊文） 討論ですか、中山議員。

○5番（中山義英） 反対意見を述べさせていただきます。平成21年に制定された河合町都市計画マスタープランが既に住民のニーズや社会情勢など時代の変化に十分対応出来ていないことから、今回の河合町都市計画マスタープランの策定に至ったことや、都市計画マスタープランが、概ね20年後の河合町の姿を展望した計画で、その必要性や重要性は十分理解しています。その上で、主な反対意見を2点述べます。

1点目、地方分権以降まちづくりへの住民参加は基本です。したがって都市計画マスタープランの策定にあたっては住民の意見をどのように反映していくかは問われ。都市計画法第18条の2第2項においては市町村は基本方針を定めようとするときは、あらかじめ公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする規定されています。河合町ではパブリックコメントは実施されていますが、公の場で広く町民に説明し、その意見を聞いて計画に反映させるといった公聴会などは実施されていません。そのため、町民の意見が十分反映された計画とは考えにくく、現時点でこの計画を最終案とするには、時期尚早と考えます。

2点目、今回の河合町都市計画マスタープランには地域の課題解決に向けた内容は殆ど触れられておらず、私が暮らす佐味田に限定して言うと20年後も今と何ら変わらず、何の期待も持てません。本来、都市計画マスタープランに定める地域別構想は、全体構想で示した町全体のまちづくり方針を受け、より身近な地域単位での課題や特性に応じたまちづくりの方針が示されます。しかし、地域ごとの説明会が実施されていないため、こういった地域にしてほしいといった地域住民の想いや課題に対する具体的な対応策が示された計画とは考えにくく、地域別構想の内容には住民の想いは殆ど反映されていないと考えます。

以上、2点の理由から現段階での河合町都市計画マスタープランの策定には反対致します。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○1番（杵本貴司） 討論をお願いします。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 私の方からマスタープランについて賛成答弁させていただきます。本町の人口減少や少子高齢化、そして防災の備えなど本町がただいま直面する課題を正面からとれつつ、そして、希望をもって未来へ進むためのまちづくりの道筋がしっかりとこの計画の案には示されてると思います。そして、町民、議会、行政が想いをひとつにしながら特に日頃住民さんの声を聞いておられる役場の職員さんが尽力してございまして、対話を重ねながら描いた本計画は暮らしの安心と町の元気を育て、次の世代への誇れる河合町に繋がる確かな指針でございます。本計画が町の力となって着実に実を結ぶことを願い、私の方からの賛成答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 賛成討論させていただきます。都市計画マスタープランは、都市計画法に基づきまちづくりの目標、方針や地域別の整備計画や、方向を示すものとして制定しなければならないものであり、今回の内容も一定の意見はありながらも制定には賛成したいと思います。ただ、今後の具体化にあたってそれぞれの地域の住民の意見反映、理解を得るよう努めていきたいと思っております。

同時に今回総合計画以来の審議過程の中で産業振興エリアの新設定と企業誘致政策の関係について、多くの意見も出されてまいりました。確かに、マスタープランは町全体に関わるものですが、町長の進める企業誘致政策にとって今回のマスタープラン制定が必要条件であることは間違いありません。現時点で町の総合的な発展のために企業誘致政策そのものに反対するものではありません。しかし、開発型政策は環境破壊や失敗した時の後世への財政負担など懸念するべき課題は多くあります。それだけに、今後この都市計画マスタープラン制定を契機にするであろう企業誘致政策にあたっては、住民に十分説明し、また後年度負担や環境破壊など想定される状況になれば、中止撤退もあるものとして、進めていただきたいと思いますし、議員としてもチェックする必要があるということを申し述べて賛成討論とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○2番（常盤繁範） はい。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 賛成討論させていただきます。委員会の方でもですね、質疑をさせてい

ただいているんですけども、内容については非常に時間をかけてですね、策定されている形は十分理解しております。しかしながらこれ、20年間計画というかたちですね、やはり反対討論にもありましたとおり地域の住民の方々からの意見聴取ですね、そういった形のもものが今回の策定に対して行われていなかったと言うところの部分は少し片手落ちではないのかなど。しかしながら我々議会議員の立場からしても今後行われる予算執行を伴う計画実行、事業推進そういったものの一つの指針としてですね、マスタープランが無いと我々も判断もね、しにくいところがあるんですよ。早期にわたって策定してください。という形で求めていたところの部分でしっかり完成系の形で、一定の形で出来上がっておりますので、これをたたき台として、20年間町の推進を行政を含めて、開発も含めてまた、暮らしやすさの追求、福利厚生の部分も含めて進めていただければと考えますので、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ討論を終結いたします。

これより議案第61号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第61号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数でございます。

よって議案第61号 河合町都市計画マスタープランを定めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より、追加議案62号の1議案について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤副町長。

（副町長 佐藤壮浩 登壇）

○副町長（佐藤壮浩） それでは、今定例会に追加議案件として上程致されました議案第62号についてご説明致します。

議案第62号 工事の請負契約についてでございます。このことにつきましては、河合第一小学校、第二小学校屋内運動場空調機設置工事の請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらるるものでございます。以上、上程いたされました追加議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議ご決定賜りますようお願い申し上げまして説明を終わらせていただきます。

○議長（疋田俊文） 日程第8、議案第62号 工事の請負契約についてを議題と致します。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 質問させていただきます。事前に入札執行結果の形として資料は頂いております。その内容を見ましてその上で確認させていただきたいんですけども、この内容で一応資料頂いてるんですけど、詳細の内容が分からないんですね、ですので今年度でしたっけ昨年度でしたっけ、この設計業務の予算執行されてると思うんですね、その結果として設計書が出来上がってると思います。それに基づいて入札を行ってると思いますので、全議員に対してですね、この設計書を開示していただければと思います。併せてですね、詳細について一般質問でもあったように2期に分かれて工事を行うという形の、まず一つ目の工事契約だという形を解しておりますが、最終的にどれぐらいの執行費用になるのか、総工費ですね。そういったところを踏まえて今、ご答弁いただきたい。それと説明会を議会が終わってからでもかまいませんので、必ず開いていただきたいです。最終的にはこの姿になりますよ。この金額になりますよ。工事の内容をこうですよ。起債される債権はどのような形になりますよ、と。そういったものをしっかり説明会でやり取りさせて頂きたいと思うんですよ。その辺についてどのようにお考えになっているかご回答いただけますか。

○教育総務課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 川村教育総務課長。

○教育総務課長（川村大輔） ご質問ありがとうございます。議員ご指摘のとおりですね、設計書が不十分かなというところはいうところは理解しております。ですので設計書の提出の準備を進めていきたいと思っております。次に1期、2期工事にわたりにと言うところです。

その金額と言うところですけども、あくまでも設計金額ベースになりますが、1期、2期併せて2億4,000万円という設計金額になっております。説明会については、内容が不十分とご指摘を受けましたので説明会を調整していきたいと考えております。以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） これ、喫緊の課題として何とか来年の暑い時期までに工事を進めていきたいという事で動いているのは十分わかっております。その上で議案として出されているのは十分理解はしているんですけども、説明会を開かずに高額の工事をされるのは、契約を結ばれて進めていくのは非常に予算を管理している我々議会議員としては、すごく心配のところがあるんですよ。それでキツイ言い方をしますけども別の議案でも、まともな説明会も開かず6千何百万も工事変更しますと、そういった形の、出せば通してもらわないと困りますわ。という形の議案の出し方というのは私は町長の資質の問題ではないかと思うんです。今後こういった形のを今後も続けていくんですか。丁寧な事前説明、そのうえで議案として審議するのが必要じゃないですか。町長の姿勢を伺いますが、どのようにお考えですか。これ続けていきますか。この形の議案の出し方。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 常盤議員のご質問にお答えします。常盤議員よりお話がありましたように、やはり改めるべきところは改めて、しっかりと議会議員の皆さまにお伝えしていかなければいけないと思います。今後、できる限り情報の開示、説明会、これは進めて参りたいと考えております。以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○7番（長谷川伸一） 議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 私からは設計の詳細についてお訊ねします。今回、図面を見させていただきますと、第一小学校、第二小学校の体育館共に、室内機は3機づつの設置となっております。また、平面図を見ますと破線で新たに室内機と思われる図面がありまけども、今後2期につきましては、一小、二小、各小学校ごとに何機づつ室内機を設置するのか教えていただけますか。

○教育総務課長（川村大輔） 議長。

- 議長（疋田俊文） 川村教育総務課長。
- 教育総務課長（川村大輔） 一小、二小共、6機つづでございます。あと、二小については2階に遊戯室がありますので、そちらに小型の空調機を7台設置する予定になっております。
- 7番（長谷川伸一） 議長。
- 議長（疋田俊文） 長谷川議員。
- 7番（長谷川伸一） そのような計画でもって1期と2期分を併せて金額として2億3,000万円を見積もっているんですが、それは6機づつ増えるとなると通常は同じタイプの室内機を設置するとなるとかなり増えると思うんですけど、この金額で賄えますか。
- 教育総務課長（川村大輔） 議長。
- 議長（疋田俊文） 川村教育総務課長。
- 教育総務課長（川村大輔） この図面に明記している設計どおり金額は収まると認識しております。
- 6番（坂本博道） はい。
- 議長（疋田俊文） 坂本議員。
- 6番（坂本博道） 3点伺います。1つは、1期、2期と分けてることについての考え方についてもう一度説明していただきたいと思います。2つ目は今回の契約に基づく工期はどのように進めていく予定の契約になっているのでしょうか。3点目は空調設備そのものについてはメーカーを含めて設計段階から指示されてる契約になっているのでしょうか。
- 教育総務課長（川村大輔） 議長。
- 議長（疋田俊文） 川村教育総務課長。
- 教育総務課長（川村大輔） なぜ2期にわたったかという説明ですけれども、2期工事として想定はしておりました。ただ国費で空調設備整備臨時特別交付金の上限が7,000万円と決まっていた為、補助の活用を有効に活用するため7,000万円×2工事の1億4,000万円です予算計上をしておりました。1期工事で終わるのではないかという想定もあつたんですが設計を詳細に金額を出した時点でその範囲内を超えていた為、2期工事となっております。2つ目は、ご承認いただきましたら工事着手となっていくわけですが、これからそうなれば打合せ等しまして、年明けから工事着工になってまいります。完了については3月31日までに空調を管理をしたいという思いでございます。あと、メーカーを含めて検討という事ですが、自立型の空調という事で空調を動かしながら蓄電するような方式になっておまして、災害の時にLPガスを燃料にして回すんですが始動の時に発電しないといけない為、自立型運転

タイプが動いて、それからガスを供給していくタイプになります。これを扱っている業者が何社かしか無い為、見積もりを確認し設計金額を出しているというところです。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 最後の件を伺ったのは2社の入札という事で、費用として違いが出てくるところで大きな部分で設備そのものと工事費となると思うんですけど。そういう点では設備そのものが同じメーカーで指定されているのであればどこで、全体として違いが出てくる要因はどこから出てくるのかを聞きたくて質問しましたがどうでしょうか。

○教育総務課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 川村教育総務課長。

○教育総務課長（川村大輔） 質問の内容が理解できなかったので申し訳ないです。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回2社ということで、入札内容でもう一社の金額とかそれぞれの入札の明細とかが分からないからなんですけども、今回の空調設備の工事であれば入札についてはその設備そのものの本体の金額、それに関連する工事、今回この工事を落とすにあたってそういう点での入札で内訳ができてると思うんですけども、ようするに今度2社選ぶにあたって安い方を選んだと思うんですけども、その点で言ったら違いがどこから出てきたと見ているのかを聞きたかったんです。

○教育総務課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 川村教育総務課長。

○教育総務課長（川村大輔） ちょっと答えになっているか分からないんですけども、先ほども申し上げたようにガスヒートポンプの自立型というのはいずれ大手の何社かしかあつていなくて、その特性がそれぞれ違うところなんですけども、だいたい機能としては同じような機能を持っているという事で何をベースにというところははっきりと申し上げられないんですけども、三社の見積り等を加味して設計金額を出しているというところで、ご理解していただきたいと思います。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 簡単なお願いを。学校という事で児童たち、近隣の住民たちの安全を

必ず担保していただきまして、突貫になるかもしれませんが早く設置出来ればいいのか
なと言うところで、安全の担保のところだけちょっとお願いします。

○教育総務課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 川村教育総務課長。

○教育総務課長（川村大輔） 安全対策についてはガードマンや防護柵で児童が危険にさらさ
れないような対策がこれから打ち合わせして講じていきたいと考えております。以上です。

○4番（佐藤利治） 議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私の方から2点だけ質問させていただきます。工事の発注後の進め方な
んですけれども、今民間も含めて土曜、日曜休みが常識化されているんですけれども今回の場
合は一日でも早くすると言うことで土日返上で子供たちが授業を受けていない時に力を入れ
てやるのか、その辺の予定を教えてください。それが一点です。もう一つは、工事
着工にあたりまして現在、体協を始め将来含めて子供たちの授業もそうですけれども利用され
る方等の事を考えて設計で取り付けの位置なども、もう決まってると思うんですけれども、
その辺の調整とかはどのように考えているのか、細かく言うと学校の先生との打ち合わせと
か何かすることを考えておられるのであれば教えてください。

○教育総務課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 川村教育総務課長。

○教育総務課長（川村大輔） ご承認いただけまして工事着工しましたら、工事の進め方につ
いては議員お述べのとおり土日も含めて完了を目指して施行していきたいと考えております。
もう一つ利用者の方についてですが、設計業者と快適な体育館の空調設備の充実を打ち合わ
せしながら設置しておりますので、保護者等に確認したり先生に確認したりして設置してい
るところではありません。以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第62号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第62号 工事の請負契約については可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長(疋田俊文) 日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題と致します。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中もこれをもって継続したい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査をすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(疋田俊文) 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了しました。

よって令和7年第4回定例会を、ただいまをもちまして閉会致します。

散会 午前10時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 梅 野 美智代

署 名 議 員 佐 藤 利 治